

令和3年度 第3回 鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時：令和3年10月28日（木） 15時00分から

場 所：鴨川市水道局1階会議室

出席者：川股 盛二、松井 寛徳、

梶 恵子、中村 康仁、高梨 俊和

欠席者：田仲 重郎、和泉 良史

事務局：市長 長谷川 孝夫

水道局長 角田 敬夫、次長 佐久間 泰弘、主任主事 乾 陽介

傍聴者：一名

1 開会

（進行：事務局 佐久間次長）

皆さん、こんにちは。皆さんお集りのようですので、ただ今から、始めさせていただきます。令和3年度第3回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、また、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、水道局の佐久間です。どうぞ、よろしく願いいたします。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。

「会議次第」、「委員名簿」、「議案1 令和3年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）」、「議案1 説明資料 令和3年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）」、「資料 令和3年度鴨川市水道事業上半期業務状況報告書」以上でございます。

資料の配布もれ等ございませんでしょうか。

次に、本日の会議の取り扱いについてご説明をさせていただきます。

本日の会議は、「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」等により、会議を公開することといたします。

また、会議録を作成し、公開するため、録音させていただきます。

本日、田仲重郎委員さん、和泉良史委員さんより、欠席の届け出がございました。本日の出席委員は5名でございます。「鴨川市附属機関設置条例」第5条第2項の規定により、過半数を超えておりますので、本委員会は成立いたしますことをご報告させていただきます。

2 市長あいさつ

(佐久間次長)

開会にあたりまして、長谷川市長からあいさつを申し上げます。

(長谷川市長)

改めまして、こんにちは。

本日は、水道事業運営委員会、このように開催させていただきました。本当にご多用のところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

さて、ご案内のように、本年の8月2日から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大に伴います緊急事態宣言でございますが、去る9月30日付けをもちまして解除され、千葉県内全体に発出しおりました協力要請につきましても、10月24日付けをもちまして解除されたところでございます。本市内におきましても10月5日を最後に、新しい感染者はゼロの日が続いておりまして、ワクチン接種率も、1回目が全世帯で現在88.8パーセント接種され方ということでございますが、1回目が88.8パーセント、2回目が81.4パーセントということで、多くのご希望者の皆様方に接種が行われたと思っております。

しかしながら、予断を許すことができない状況であると、私自身は認識しているところをごさいますて、一日も早い終息を願うところをごさいます。

さて、話は変わりますが 10 月 3 日、大きな地震がございました。その後に、和歌山市の北部を流れる一級河川、紀の川でございまして、この川にかかる水管橋が川の中央付近で崩落しまして、およそ 6 万世帯が断水するという事故が発生しました。これにつきましては、皆様方、ニュース等で知っているかと思いますが、これは関係者の努力によりまして、10 月 9 日には給水が開始されたと、このように聞いております。

この原因でございまして、今後、専門家による調査委員会を設置しまして、橋の崩落原因の調査や水管橋の維持管理の方法などについて、助言を求めるとのことをごさいます。本市といたしましても、市民の皆様方へ災害に強く、そして安定した給水ができるよう、施設の維持管理、それから更新などを水道局職員一丸となりまして取り組んでまいりますので、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

本日の議題でございまして、「令和 3 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 2 号）」についてでございます。これは、来る 12 月の定例市議会におきまして、ご審議をいただく予定としておりますが、これに先立ちまして、水道事業運営委員会の委員の皆様方にご説明をさせていただきたく、ご承認を賜りたいと存じております。

なお、議事の内容、詳細につきましては、この後、水道局長の方から説明させていただきますので、委員の皆様には慎重なるご審議をお願いしたいとこのように存じております。よろしくどうぞお願いいたしまして、私からの挨拶と替えさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

3 議事

(佐久間次長)

ありがとうございました。それでは、会議に入りたいと存じます。

「鴨川市附属機関設置条例」第5条第1項の規定によりまして、会長が議長となることとなっております。これより進行を川股会長さんをお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

(川股会長)

改めまして皆様こんにちは。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。心より御礼申し上げます。

それでは、議事進行は座って進めさせていただきます。

本日の会議録の確認していただく委員さんにつきましては、梶恵子委員さんと中村康仁委員さんを指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、早速、議事を進めさせていただきます。

議案1「令和3年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）」について事務局より説明をお願いいたします。角田局長。

(角田局長)

それでは、議案1「令和3年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）」につきましてご説明をさせていただきます。着座にて失礼をいたします。

まず、資料でございますが、縦に見まして、右上に 議案1と書いてございます、資料及び議案1説明資料を併せてお手元にご用意いただきたいと思います。

今回の補正でございますが3点ございます。

先ず1点目は、令和4年度から収納事務及び窓口対応に係る業務を委託するための準備費用として、予算第3条に定めた収益的支出の増額をさせていただくものでございます。

2点目は、建設改良事業の財源として計上しておりました企業債におきましては、県内団体からの要望額が多かったため、資金調整依頼があったもので、予算第4条に定めた資本的収入の減額をさせていただくものでございます。

3点目は、来年度の当初より円滑に事務を進めるために、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

それでは、内容につきましてご説明いたしますので、議案1説明資料をご覧ください。

来る、令和3年第4回市議会定例会に提出をいたします議案といたしまして、1の提案理由でございますが、令和3年度鴨川市水道事業会計予算に変更を加える必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議決を求めるものでございまして、予め運営委員の皆様にご承認をいただきたいものでございます。

次に、2の内容でございますが、先ず1点目の(1)収益的収入及び支出の支出につきまして、第1項 営業費用に追加を行なう必要が生じたことから、既決予定額に86万2,000円を加え、合計を13億5,393万1,000円といたし、第1款 事業費を14億6,546万6,000円に改めたいものでございます。

この内訳でございますが、右上に議案1と書いてございます、補正予算書にお戻りいただきまして、3ページをご覧くださいと存じます。

実施計画書でございます。

事業費の第1項 営業費用 第5目 総係費 既決予定額1億3,589万8,000円に、補正予定額86万2,000円を加えるものでございます。この内容といたしましては、備消耗品の購入として什器等72万7,000円、委託料といたしまして、局内LAN等の移設費13万4,750円を追加いたしたいものでございます。

備消耗品の購入の理由でございますが、冒頭、令和4年度から収納事務及び窓口対応に係る業務を委託するためと申し上げたところでございますが、直接

的には、委託業務の人員が増える予定でございますことから、この人員の配置に関する什器、いわゆる事務機器の準備をいたすものでございます。

また、委託料でございますが、先ほど備消耗品の購入の理由で申し上げさせていただきました、委託業務の人員が増える関係から、料金システムに使用している LAN 等の移設費用が必要になるものでございます。

続きまして、4 ページをご覧ください。資本的収入及び支出の実施計画書でございます。

資本的収入の第 1 項 企業債でございますが、既決予定額 5 億 6,000 万円から補正予定額 1 億 3,720 万円を減額いたしまして、計 4 億 2,280 万円といたしたいものでございます。

この理由でございますが、既決予定額にて県と起債協議を行っておりましたところ、市財政課を通じ、県市町村課より県内各団体からの起債要望額が多かったことに伴う資金調整の依頼が送付され、鴨川市水道事業分として最低 1 億 3,650 万円の資金調整をとのことでございました。これによりまして、起債対象事業を見直し、調整後の起債協議額を 1 億 3,720 万円減額することといたし、4 億 2,280 万円として改めて提出いたしましたところ、県より同意通知がなされたものでございます。これに伴いまして 1 億 3,720 万円を減額したいとするものでございます。

なお、予算第 4 条本文括弧書を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7 億 1,565 万 8,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 4 億 8,625 万 2,000 円、減債積立金 1 億 6,408 万 9,000 円及び当年度分消費税資本的収支調整額 6,531 万 7,000 円で補填するものとするに改めたいものでございます。

続きまして、3 点目でございますが、予算書 1 ページにお戻りをいただきたいと存じます。

第 4 条をご覧ください。債務負担行為をすることができる事項、期間及び限

度額について定めたいものでございまして、業務の性質上、いずれも 年度当初から発生する業務に支障を来さないよう、債務負担の設定をさせていただくものでございます。

事項につきまして、順次説明をさせていただきます。

先ず、電気・通信等施設設備及び事務機器等の保守に係る委託料、期間は令和3年度から令和4年度でございまして、限度額を567万6,000円とし、次に、水質検査業務に係る委託料、期間は同様で、限度額を1,539万8,000円とし、次に、土砂処理業務に係る委託料、期間は同様で、限度額を4,004万円とし、次に、薬品等に係る購入費、期間は同様で、限度額を5,405万8,000円とし、次の2ページをご覧ください。

水道料金徴収等業務委託料、期間は同様で、限度額を3,371万3,000円とし、次に、これまで継続して実施をしております、浄水場維持管理業務委託料、主な業務は横渚浄水場の運転管理業務等でございますが、本年度末で業務期間が終了いたしますことから、新たに本年度から令和6年度までの期間といたしまして、限度額を7,168万2,000円と定めたいとするものでございます。

なお、2ページの上段にございます水道料金徴収等業務委託料でございますが、予算第3条の事業費の増額補正でご説明いたしました、令和4年度からの収納事務及び窓口対応に係る業務を委託するための費用でございます。

この委託の理由でございますが、市の人員適正化計画では水道局職員の定員におきましては17名となっておりますが、平成30年度から定員割れが続いておりまして、現在の職員数は14名でございまして3名欠員の状態でございます。

このような状況の中、会計年度任用職員を採用し業務の継続を計っているところでございますが、改正水道法が平成30年度に施行され、水道事業者が行わなければならない責務が増えている状況でございます。人員の確保、特に技術職員の確保につきましては総務部局と協議をしてまいりましたが、現状として

増員は難しい状況でございます、加えて漏水件数も年々増加しておりまして、また、老朽化施設の更新事業の推進など、対応する職員の長時間に亘る残業は恒常的となっているところでございます。

この様な状況を少しでも解消することを目的として実施いたしたいものでございまして、また、鴨川市では現在、業務改革といたしまして定員適正化と並行して包括委託推進基本方針を策定するなど、業務改革に向けた動きが促進しております。

加えまして、安房地域の末端給水事業の統合・広域化も、令和7年度に新たな水道事業体での事業開始に向けた協議が行われておりますが、既に、三芳水道企業団は20年以上前から、また南房総市水道局におきましては10年以上前から同様の業務委託を行っておりまして、支障なく運営をされているところでございまして、今後の統合を見据え、鴨川市でも同様の体制と致したいものでございます。

なお、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を私人が取り扱うことにつきましては、既に平成17年2月の市町の合併時の鴨川市水道事業会計規程に定めがございますことを申し添えます。

また、水道料金収納及び徴収業務、手数料の徴収業務、また窓口業務等が民間事業者に移る形となりますことから、お客様へお伝えするための手段といたしまして、検針票への印字やチラシの投函、広報かもがわやホームページへの掲載に加え、マスコミ等への掲載依頼等を行っていく予定でございます。なにとぞご理解を賜りたいと存じます。

続きまして5ページをご覧ください。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これまでの2の投資活動によるキャッシュ・フローは変更ございませんが、1の業務活動によるキャッシュ・フローは、営業費用の追加に伴う当年度純利益の減少によりまして78万4,000

円の減少、3の財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債による収入減、及び当初予算時のキャッシュ・フロー計算において、令和3年度の企業債償還に係る記載額の相違を修正することに伴いまして1億6,226万6,000円の減少でございます。

また、下から2行目をご覧ください。資金期首残高でございますが、第3回市議会定例会で認定を頂きました決算による額の確定により3億8,759万5,000円の増加でございます。補正予定額の資金期末残高は2億2,454万5,000円の増加でございます。既決予定額と補正予定額を合わせました、補正後の資金期末残高は13億1,333万8,000円となる予定でございます。

以上で、「令和3年度鴨川市水道事業会計補正予算(第2号)」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

(川股会長)

ありがとうございます。説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ご質疑ございますでしょうか。松井委員。

(松井委員)

それでは、予算書の2ページ、一番上の水道料金徴収等業務委託料3,371万3,000円、これについて先ほど局長の方から、今回、収納と窓口業務ということで説明がありました。これは、今までも検針を委託していたと思うんですけども、これとは別ということで、今回これは何名を予定しているのでしょうかね。

(角田局長)

今、現状、水道局でいる職員でございますけれども、料金に係る部分の体制が、職員数では8名、あと、検針業務委託をしております、その委託者が2名おりますので、合計で10名おります。これが体制を変えまして、今まで業務担当、料金担当として8名おると先ほど申し上げましたが、その人数を5名減らしまして3名といたしまして、量水器検針等業務に係る部分については変更ございません。2人のままということでございます。その部分で比較をいたしますと5名が減となるという形でございます。それにかかわる仕事をしている人が5名減となるという形でございます。

令和4年度から窓口業務、徴収業務等を委託するという事で、5名が増える形となりますので、トータルとしては10名ずつということで変わりはございません。

(松井委員)

ついででいいですか。

それに伴って、今まで職員がもちろん、収納、窓口やってたんだけど、それによって人数が減るとか、先程来、いろんな、漏水とかで業務が増加しているというなかで、どういう動きなのか、わかったら教えてもらえますか。

(角田局長)

一応、職員につきましては、変更はございませんけれども、今現在、会計年度任用職員を2名雇いまして窓口業務に当たっていただいている状況でございます。この2名の会計年度任用職員につきましては、来年度につきましては、意向を確認しないとわかりませんが、委託業者の方へ移っていただくという形を考えておりますので、直接的に水道局で雇っている方が2名減という形になります。

(松井委員)

ということは、今までの収納窓口をやっていた職員が、漏水等々で仕事が増加している中で本来の仕事に戻れるということ。考え方として。

(角田局長)

そうですね。窓口業務等の反復するとか、コア業務でない業務は減っていきまして、委託していく形となりまして、本来の市役所職員として行うべき、コア業務に携わっていただくという形でございます。

(松井委員)

わかりました。

(川股会長)

よろしいですか。他に何かご質疑ございますでしょうか。

(中村委員)

ちょっと、いいですか。委託業務に関連するという人はOBとか、そういうのを考えていますか。

(角田局長)

今、実際に、例えば検針業務委託等で入っていただいている事業者さんにつきましては、OBさんではなく、その会社で雇った方になります。今回、収納業務等がございますので、そちらの方に精通をしている委託業者の方が人員を集めるというか、社員がこちらに来るという形になりますので、地元のOBを雇うということではないと思います。人員の内訳を見ておりませんので何ともい

えませんが、先ほど南房総市と三芳水道企業団が既にその業務をやられているというお話をしましたが、検針業務でもそうなのですが、同じ業者が入っております。安房の中をグルグル回っているような形になりますので、ずっとその方が固定してそこにいるということではなく、異動しながら業務を行う形になろうかと思えます。

(川股会長)

よろしいでしょうか。他に何かご質疑ございますでしょうか。

(川股会長)

無ければよろしいでしょうか。他にご質疑無いようですので、ただ今の件につきましては承認ということで、ご異議ございませんでしょうか。

== 異議なしの声 ==

(川股会長)

異議なしと認め、議案1「令和3年度鴨川市水道事業会計補正予算(第2号)」については、原案のとおりとすることに決定いたしました。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。これをもちまして、議長の職を解かせていただきます。議事進行につきまして、ご協力いただきましてありがとうございました。

4 その他

(佐久間次長)

会長さんありがとうございました。それでは、次第の4、その他といたします

て、何かございますでしょうか。

(中村委員)

先ほど市長おっしゃられた地震で、市原の方で水道管が漏れたり、それから他で漏れたり、ここにきて今まで水道管が破裂ということはあまりなかったんですけれども、東京であちこちで水が漏れたり、水道管がかなり古くなってきているというのがありますので、多分、鴨川あたりでもそういうのが出てくる可能性が有りますよね。そうすると、また、それなりに水道局の方でもやっていかなきゃいけないということが出てくると思うんですが、そこら辺の対応はいかがでしょうか。

(角田局長)

それでは、地震に伴います漏水等がございました関係で、広く報道がされている状況でございます。水道事業といたしましては、関心を持っていただけるということで、関係するところでございますが、実際問題、老朽化した施設や管路、これは全国的に同様でございますが多くなってきている状況でございます。

それを更新するための財源や人員が足りないということもございまして、そういう事象があるということで、平成30年度に厚生労働省が水道法を改正いたしましたして、今後、50年、100年先まで安心して使える水道にする、と強靱化のための法律を制定されております。その関係法令が5つありますけれども、その中で一番、関心があろうかと思えます、施設の老朽化対策になりますけれども、適切な資産管理の推進ということで、新たに法律が設けられております。

その中で、施設を良好な状態に保つために、維持管理、修繕等をしなければならぬ、これは、今まで法律に書かれてはおりませんでしたけれども、法律に直接書かれているという状況でございます。

また、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならない、いわゆる水道資産を適正に管理しなさいという形でございまして、今年度にその水道台帳の作成につきまして業務委託を発注をいたしております。

業務委託の完了につきましては、来年度になりますけれども、来年の9月30日までには完成する見込みでございまして、この法律に基づく水道台帳ができるという形でございます。

また、その水道台帳をもとにして長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならない、ということがございまして、また、その費用に関するものも公表する必要があるということで、これはアセットマネジメントといわれる手法になりますけれども、既に水道事業、鴨川市では平成28年度に作成をしております、公表させていただいております。それを、また水道台帳を作った段階でリニューアルいたしまして、計画を練り直すという形を考えております。

目先の漏水等、修繕等もございまして、長期的な観点に立って、その事業を進めてください、ということが国からの要請でもありますので、そういった計画を立ててですね、今後の更新を行っていきたいというところでございます。

また、先ほど申し上げました令和7年度に末端給水事業統合を行うと、控えているとお話ししましたが、その中で、安房地域に関しましては、人口がどんどん減少していくという状況でございます。その人口が減少していくことに伴いまして、水道の使用量が下がっていく、ということがございますので、今ある施設が余剰になってくる、というところがございまして、そういった施設の整備等も含めまして計画を立ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

(川股会長)

あと、9月に決算がありまして、その中で今お話があったような、老朽化したものの整備等ですね、長期計画を立てて年度ごとにそれを実施していくと。

確か、この間の時点で2億何千万が少し遅れている。

(角田局長)

年間としては4億円から5億円程度の予算を確保しているのですがけれども、人員の関係もございますけれども、年度的には2億円程度の工事ができていないという形でございますので、この委託を含めてですね人員の適正化を図りまして、その更新事業を促進してまいりたいということでございます。

(川股会長)

あと、その計画の中にはやはり現有施設のですね、先ほど言ったんですけど使用量が減ってきたりする部分ですね、廃止して行く施設も。岩手の方にですね統廃合した所があって、そちらに視察に行ったんですが、やはり広域で連携していくと自然的にすべての施設が必要ではなくなってくると、ということで、どんどん効率よく、なおかつ皆さんに安全な水が届くようにというような形で、後は、システムの方で、管網等の管理をデータ化して、今後は計画的に進めていく、というようなお話が決算の時に委員会でございましたので、そういう部分では鴨川市、南房総はですね、将来的に計画を持ってやっているのかなと思います。

和歌山の件に関しましては、どちらかというところ老朽化と言うより、耐震は数年前にやったということなんですが、現状の状況ですと野鳥の糞尿等の部分の影響があって腐食が進んでいたのではないかとというような部分で、そこら辺はですね、国の厚労省かな、管轄が、入ってですね、調査を今、進めていると。

この間、市原の方のものは完全にあれは地震ですけど、あれは給水じゃなくて。

(角田局長)

はい、県の上水道に送っている送水管です。

(川股会長)

そうですね。皆さんの所に送っている部分では支障がなかったということですが、大きかったのはやっぱり都内の道路の中に布設されている水道管がやはり老朽化でそれが破裂というか、つなぎ合わせの部分が。

(角田局長)

はい、空気弁とか消火栓等とかが漏水したという事案が多かったようでございますけれども、揺れによって空気弁に入っている水を止めている装置がずれて水が噴き出してしまった、ということがございましたので、おそらくその辺は東京都水道局が今、一番、先端の技術を持っているというところがございまして、メーカーとまた協力をしながら新たな対策品が出てくるのではないかとこのように思います。

(中村委員)

今まで地震があってもね、数年前の地震があったり、ついこの間の地震があっても、ついこの間の時に始まったんですよ、水道の関係がね。あっちこっちで漏水したり、噴き上げたりというのがかなり出てきてるから。見えてるところは何とかでしようが、見えてないところは難しいですよ。

無いように祈るしかないですけども。すいません。

(佐久間次長)

よろしいでしょうか。他に何かございますでしょうか。特に無いようであれば、水道局の方から上半期の業務状況について報告させていただきます。

(角田局長)

それでは、今年度の上半期の運営状況をご報告させていただきます。

恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

右上に水道事業運営委員会資料と書かれております、「令和3年度鴨川市水道事業上半期業務状況報告書」をご覧ください。

まず、1の工事関係でございますが、主要な工事等につきましては、契約額が500万円を超える工事といたしまして、ご覧の工事を実施いたしましたところございまして、水道水の安定供給に努めているところでございます。

3ページには、主要工事等一覧としてまとめてございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

恐れ入ります、1ページにお戻りいただきまして、2の業務関係についてでございます。

業務関係では、給水契約数は、恐れ入ります5ページをご覧ください。

上段の表、左側でございますが、上半期の給水契約数は、9月末現在前年度より41件多い1万8,468件となったところでございます。

一つ前のページ、4ページをご覧くださいまして、下段の表の中ほど、有収水量、右側には有収率を記載してございます。

有収率は、前年同期と同じで72.3パーセント、有収水量は、上半期合計209万168立方メートルとなり、前年度より9,208立方メートル、0.4パーセントの増でございます。

恐れ入ります。1ページにお戻りいただきまして、2の業務関係をご覧ください

さい。

業務関係の上から3段落目からとなりますが、主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の延長等があったものの、昨年度との比較といたしましては、学校の再開、業務系でご利用の使用水量の増加等がみられ、その事象に伴いまして基本料金収入、従量料金収入が増加をいたしたことによるものでございます。

料金の収納状況につきましては、上半期の9月末現在におきまして、調定額6億6,556万8,827円で、前年同期と比較をいたしまして326万5,479円、率といたしまして0.5パーセントの減少となりました。

収納額は6億838万4,341円で、前年同月と比較いたしまして615万9,605円、率にいたしまして1.0パーセントの減少となったところでございます。

これは、本年9月末が週末であったことなどから、市外金融機関でご利用されているお客様の収納が翌月となったことなどによるものでございます。

今後の調定額におきましては、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言が発出され、飲食店等の休業が長引いた事、一方、昨年度はGoToトラベルが7月から年末まで実施されていたことなどによりまして、調定額は伸びがあったところでございます。本年度はこの先を見通すことは困難な状況でございますが、このまま新型コロナウイルス感染症が収束し、地域経済が伸びていくことを期待しているところでございます。

2ページをご覧ください。3の経理関係についてでございますが、

恐れ入ります、5ページをお開き頂きまして、上段の表、水道料金の欄をご覧ください。前年同期に比べ1パーセントの増、金額で545万5,844円の増となっております。

これらの要因でございますが、先ほど2の業務関係でも申しあげましたとおり、コロナ禍の影響によるものは昨年度に引き続きございますが、学校等にお

ける使用水量が戻ってきたことや、業務用でご利用の水量が増えたことによる増加となったところがございますが、ご覧の通り9月の水道料金は大きく落ち込んでいる状況でございます。これは、先ほども申し上げました、本年度は緊急事態宣言による飲食店等の休業によりご利用になる水量の減少がある一方で、昨年度はGoToトラベルによる観光客等の入込が多かったことにより業務用でご利用の水量が多かったことが影響しているものでございます。

4 ページ上段の表をご覧ください。

収益と費用の動向でございますが、上半期の収益は、料金収入の減少などによりまして、前年度と比較して0.5パーセントの減少となりました。

上半期の費用は、主に浄水費では、浄水汚泥の処理に係る委託料が階増していること、配水及び給水費では、漏水による修繕費が昨年度と比較をいたしまして3倍程度多い状況等により、前年度と比較して2.4パーセントの増となり、差引損益では、1,089万8,379円のマイナスとなりまして、昨年度と比較して4.5パーセントの減少という状況でございます。

恐れ入ります、2ページにお戻りをいただきまして、3の経理関係についての4段落目からでございます。下半期の収益的収支の見込みでございますが、収入におきましては、先ほども申し上げましたとおり、コロナ過の収束傾向が続けば前年度と同様に有収水量の回復傾向となると予想をしております。

費用におきましては、施設の老朽化による修繕費の増加並びに漏水による給水量の増加傾向による、動力費、薬品費の増加が見込まれ、加えて、改正水道法の施行による台帳整備や、施設基準に適合しているかの検査、また指定給水装置工事事業者の更新制度など、水道事業者が行わなければならない責務の増加等により、人員不足を含め経営が厳しい状況となりますことから、今後もより一層効率的な事業運営及び、施設整備費の見直しによる投資的経費の平準化に努めてまいります。

以上で、今年度の上半期運営状況の報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(佐久間次長)

質疑があればお願いたします。

(佐久間次長)

よろしいでしょうか。それでは、ご質問が無いようですので、以上とさせていただきます。

5 閉 会

(佐久間次長)

ありがとうございました。以上をもちまして、令和3年度第3回鴨川市水道事業運営委員会を終了させていただきます。長時間にわたり誠にありがとうございました。

令和3年11月18日

会議録署名人 梶 惠子

会議録署名人 中村 康仁